

# 佐野地区給水施設統合整備基本設計業務

## 特記仕様書

陸前高田市

# 佐野地区給水施設統合整備基本設計業務

## 特記仕様書

### 第1章 総 則

#### 適用範囲)

#### 第1-1条

本仕様書は、陸前高田市(以下「発注者」という。)が発注する「佐野地区給水施設統合整備基本設計業務委託」(以下「業務」という。)に適用する。

#### 第1-2条

本業務についての規定は、本特記仕様書に基づいて行うものである。

#### (目 的)

#### 第2条

本業務は陸前高田市上水道区域から佐野地区飲料供給施設区域内へ送水するために必要な整備案検討を行い、施設の基本設計を行うものである。

#### (委託の対象範囲)

#### 第3条

業務対象とする範囲は、岩手県陸前高田市米崎町字佐野地内ほかとする。

#### (調査職員)

#### 第4-1条

発注者は、本業務における調査職員を定め、受注者に通知する。

#### 第4-2条

調査職員は、意図する成果物を完成させるため、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

#### (管理技術者)

#### 第5-1条

受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

#### 第5-2条

管理技術者は、業務の技術上の管理を行わなければならない。

#### 第5-3条

管理技術者は、業務の履行に当たり技術士上下水道部門「選択科目：上水道及び工業用水道」)の資格を有する技術者でなければならない。

#### 第5-4条

管理技術者は、調査職員と十分協議の上、相互に協力し業務を行わなければならない。

#### (照査技術者)

#### 第6-1条

受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

#### 第6-2条

管理技術者は、業務の履行に当たり技術士上下水道部門「選択科目：上水道及び工業用水道」の資格をする技術者でなければならない。尚、管理技術者と照査技術者は兼任することができないものとする。

#### 第6-3条

照査技術者は、第2章業務の内容に定める事項および調査職員が指示した場合にその成果の確認を行うと共に、自身による照査を行わなければならない。

(打合せ、協議等)

#### 第7-1条

受注者は、発注者と十分な協議打合せのもとに業務を遂行する義務を負い、計画上重要な事項の決定は発注者の承諾を得なければならない。

#### 第7-2条

本業務に関わる協議事項については、受注者が打合せ簿(任意様式)に記録し、相互確認することとする。

(疑義等)

#### 第8条

受注者は、本特記仕様書に明記のない事項および不明な事項は、発注者の調査職員と協議し、その指示に従うものとする。

(審査)

#### 第9条

受注者は成果品の審査を受ける場合は、あらかじめ成果品及び関係資料等を準備し、業務担当者または管理技術者をこれに立会させなければならない。審査において、訂正された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(業務の瑕疵)

#### 第10条

業務完了後において、明らかに受注者の責任に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(資料の貸与および返却)

#### 第11-1条

調査職員は、業務に必要な資料を発注者が保有する場合その図書資料等を、受注者に貸与するものとする。

#### 第11-2条

受注者は、貸与された図書および関係資料の使用後は直ちに調査職員に返却しなければならない。

#### 第11-3条

受注者は、貸与された図書および関係資料を丁寧に扱い、紛失または損傷してはならない。万一、紛失または損傷した場合は、受注者の責任において速やかに修復しなければならない。

#### **第 11-4 条**

受注者は、貸与資料で守秘義務が求められるものについては、調査職員の承諾なしに複写をしてはならない。

#### **(適用図書)**

#### **第 12-1 条**

設計に必要な図書（第 2 章第 5 条に規定）については、受注者の負担において備えるものとする。

・

#### **第 12-2 条**

適用図書は最新版を用いるが、設計作業中に改訂された場合は、調査職員と協議するものとする。

#### **(守秘義務)**

#### **第 13 条**

受注者は、業務上で知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

#### **(中立性の保持)**

#### **第 14 条**

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

#### **(成果品の帰属)**

#### **第 15-1 条**

成果品は、全て発注者の所有とし、承諾を得ず第三者に公表、貸与、使用等してはならない。

#### **第 15-2 条**

成果品に不備がある場合は、引渡し後であっても受注者の責任で速やかに訂正しなければならない。

#### **(関係法令および条例の遵守)**

#### **第 16 条**

受注者は、業務の実施に当たって関連する関係法規および条例等を遵守しなければならない。

#### **(契約提出書類)**

#### **第 17 条**

受注者は、本業務の着手および完了にあたって発注者の契約約款に定める書類の提出を行わなければならない。

着手時

- 1) 業務委託契約書
- 2) 業務工程表
- 3) 管理技術者および照査技術者届
- 4) その他必要書類

完了時

- 1) 完了届
- 2) 納品書
- 3) 請求書
- 4) その他必要書類

## 業務計画書)

### 第18-1条

受注者は、業務契約の締結後、初回打合せで内容の確認後、速やかに業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

業務計画書には、下記の事項を記載するものとする。

- 1) 業務概要
- 2) 業務場所
- 3) 業務内容及びその方法
- 4) 業務工程
- 5) 業務組織計画
- 6) 打ち合わせ計画
- 7) 成果品の内容、部数
- 8) 使用する主な図書及び基準
- 9) 業務連絡体制(緊急時を含む)
- 10) その他

### 第18-2条

受注者は、業務計画書の内容を変更しようとする場合は、理由を明確にしたうえ調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。但し、内容が軽微な場合は、調査職員と協議のうえ省略することができる。

## 第2章 業務の内容

### (業務の基本事項)

#### 第1条

##### 1. 業務の目的

本業務は陸前高田市上水道から佐野地区飲料供給施設区域内へ配水を行う為に必要な施設整備について検討を行い、必要とさせる送水ポンプ場の基本設計を行うものである。

##### 2. 設計概要

###### 1) 設計業務

(1) 整備案検討 佐野地区計画給水人口 44人

(2) ポンプ場基本設計  $Q=9\text{ m}^3/\text{日}$

2) 縦断測量  $L=1,500\text{m}$

### (設計業務)

#### 第2条

##### 1. 設計協議

###### 1.1 初回打合せ

業務内容の確認(要望事項・要望内容・作業方針・作業工程・検討事項・検討内容等)および貸与資料等の確認を行う。

###### 1.2 中間打合せ

業務の進捗の確認および作業中に発生する諸条件・諸問題の処理に関する協議確認並びに、必要に応じて関係機関協議立会いとし、調査職員とは業務に関する認識を常に統一しておかなくてはならない。また、関係機関への説明が生じた場合は同席し説明を行う。

###### 1.3 最終打合せ

業務作業完了時における総括説明および成果品の納入、検収の立会いを行う。

##### 2. 現地調査

rkt 計画地点の現地調査を行い、設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

また、地形、接近道路の位置など外部施設及び用地条件等の周辺状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

##### 3. 整備内容の決定

佐野地区へ送水する施設整備内容を検討する。

###### 3.1 整備案の抽出

施設整備案を抽出し、整備内容を決定する。

##### 4. ポンプ施設基本設計

#### 4.1 基本条件の確認

以下の項目について条件の確認を行う。

- 1) 設計対象施設の位置、敷地面積、各種規制の有無等
- 2) 水量、水位
- 3) 既存施設の状況

#### 4.2 維持管理方法の検討

施設及び関連する他の施設を含めた運転・制御方法について、維持管理面から検討を行う。

#### 4.3 配置計画の検討

地形、維持管理、環境条件（施設の安全性、騒音・振動の外部への影響）及び将来の施設の拡張を考慮し、配置計画を検討する。

#### 4.4 施設計画

計画配水量を処理する各施設の容量算定を行う。また、各設備の構造形式について維持管理、経済性、機能等に関して比較検討を行う。

#### 4.5 水理検討

各施設間の水位を決める水理的検討を行う。

#### 4.6 施工方法の検討

施工方法（施工順序及び施工機械等）、仮設計画等の比較検討を行い、施工計画案を策定するものとする。

#### 4.7 基本設計図

基本事項の検討結果に基づき、概算数量を算出すべく基本設計図を作成するものとする。

##### 1) 施設全体平面図

施設全体平面図は、地形図に施設全体の配置を記入する。

##### 2) 施設一般図

各施設の構造の概要が把握できる、平面図、側面図、断面図を作成する。なお、機械・電気設備等については、フローシート図とする。

##### 3) 概算工事費

基本設計図に基づき、概算工事費を算定するものとする。

#### 4.8 審査

基本条件の確認、比較検討の確認、施設計画の妥当性、設計書と図面の整合性、報告書の精査等を行う。

#### 4.9 報告書作成

設計業務の成果として、報告書の作成を行う。

**(測量業務)**

### 第3条

本測量業務の内容は、以下のとおりとする。

1. 路線測量業務

- 1) 縦断測量 L=1,500m

(履行期間)

第4条

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から  
令和5年7月31日までとする。

(準拠すべき図書)

第5条

本業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

- 1) 水道施設設計指針 2012..... (社)日本水道協会、平成24年7月
- 2) 水道維持管理指針 2016..... (社)日本水道協会、平成29年3月
- 3) 水道施設更新指針..... (社)日本水道協会、平成17年5月
- 4) その他本業務作成に必要な図書等

成果品)

第6条

成果品の提出部数は、下記のとおりとする。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1) 実施設計図書(A4版製本) 必要図面含む | 1 式 |
| 2) 同上について電子データ(CDR)     | 1 式 |
| 3) その他関係資料              | 1 式 |